リース負債（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［略］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース負債、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　略］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［略］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（　年　月　日）	当中間連結会計期間（　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		

リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
［同左］				

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

［２．～４．　同左］

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

６．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

７．　［同左］

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（　年　月　日）	当中間連結会計期間（　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		